平成３０年（フ）第５３号
静岡県富士宮市北町３番４号
債務者　成瀬　秀雄
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６２号
静岡県富士市鈴川本町８番16号
債務者　芦澤　茂夫
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６９号
静岡県富士市今泉3113番地の１　パラシオン旭Ａ－202号、住民票上の住所静岡県富士市中野474番地の17
債務者　神尾　宏康
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７０号
静岡県富士市松岡1255番地の５　六軒屋アパート202号
債務者　渡邊　沙季
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７６号
静岡県富士宮市貴船町13番８号　ピーコックプラザ１号
債務者　實川かおり
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第８３号
三重県鈴鹿市弓削１丁目14番26号　プレジオアルフィ１－Ｅ
債務者　里中　　眞
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３号
三重県尾鷲市古戸町２番22号
債務者　山脇　葉子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第８８号
兵庫県西宮市名塩山荘17番１号
債務者　村上　健二
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県美方郡香美町香住区香住1477番地の３
債務者　高橋　由佳
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾590番地　シリウスＢ102号室、前住所奈良県磯城郡田原本町大字三笠132番地の11
債務者　堀井　　舞
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
奈良県大和高田市神楽３丁目７番41号　アルカディアⅡ102号
債務者　上田　君代
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７１号
奈良県大和高田市神楽３丁目７番41号　アルカディアⅡ102号
債務者　小野　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市源太41番地５、旧住所鳥取県鳥取市源太39番地６
債務者　田中　智美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２２号
広島県呉市川尻町東１丁目13番17―202号
債務者　蔵田　廣幸
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第４２号
広島県呉市阿賀北９丁目２番２号　101号室
債務者　松本　敬子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第７１号
広島県福山市南手城町４丁目10番３－303号
債務者　矢口　洋一
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５５号
山口県下関市関西町２番25号、前住所山口県下関市大字吉母222番地５
債務者　小西　恵一
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係